

必要な書類

- ◆印鑑（必ず持参してください。口座振替を利用する方は、金融機関の通帳・届出印を持参してください）
- ◆源泉徴収票（原本）
- ◆漁業所得、不動産所得（貸家、貸地など）、営業所得のある方は収入計算書や必要経費明細書など所得の計算ができる書類
- ◆**国民年金掛金および社会保険料**（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）の**領収書**（国民年金の口座振替を利用している方は、領収額がわかるものを持参してください）
- ◆**生命保険料、個人年金および地震保険料の支払証明書**
- ◆**土地などの譲渡所得がある方は契約書等売買金額のわかる書類**
- ◆**医療費控除**
 - ・医療費支払証明書（領収書）※領収書などを人（患者）別、病院別に集計してください。
 - ・生命保険などの給付金額のわかる書類
- ◆**住宅借入金等特別控除**
 - ・家屋の登記簿謄本または抄本
 - ・建築工事の請負契約書または売買契約書
 - ・金融機関発行の住宅資金借入などの年末残高等証明書
 - ・住民票
 - ・建築士などから交付を受けた増改築等工事明細書（増改築のみ）
- ◆**個人番号および身元確認書類**
 - ・マイナンバーカード（個人番号カード）
 - ・通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※確定申告のお知らせが税務署から送付されている場合は必ず持参してください。
※風力発電関連で土地の売買・賃借がある場合は、事前に相談してください。

【お問合せ】住民福祉課 税務係 担当：山本、鹿島、横浜

むつ税務署からのお知らせ

■令和元年分の確定申告と納付の期限は、次のとおりです。

- 申告所得税および復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)
- 消費税および地方消費税 3月31日(火)

■令和元年分確定申告分の振替日について

- 申告所得税および復興特別所得税 4月21日(火)
- 消費税および地方消費税 4月23日(木)

振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に納税ができる大変便利な制度です。簡単な手続きで利用できますので、税務署（管理運営担当）にご相談ください。

なお、すでに振替納税をご利用の方は、確実に振替納税ができるよう事前に預貯金残高をご確認ください。

■むつ税務署では、申告書作成会場を開設しております。

- 場所 むつ市金谷2丁目6-15 下北合同庁舎3階
- 期間 2月17日(月)～3月16日(月) 《土・日・祝日などを除く》
- 時間 午前9時～午後5時

申告書作成会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合があります。

会場を利用される際には、開設時間内に申告書を作成できるよう、なるべくお早めにおこしください。

【お問合せ】むつ税務署 ☎ 22-3294